

# 笑顔でイキイキ！健康らんど インフルエンザ予防接種について

インフルエンザが流行り始める季節が近づいてきました。

## ○ミニ知識○

38度以上の高熱、頭痛、関節痛等に加え、咳や鼻汁等と、重症の風邪のような症状です。

インフルエンザウイルスは体に入ると喉粘膜で急速に増え、血中に入ることなく発症するので、潜伏期間が1〜3日と短いことが多いです。増える際に毒素的因子が産生され症状が出ます。

「受けてもかかるから打たない」という方も多いと思います。

確かに、「感染するか否か」の効果は、ある研究では6割位とも言われ、一見、分が悪い予防接種に思えます。

しかし！インフルエンザ予防接種の本領発揮？はむしろ感染後の方かもしれません。

インフルエンザが本当にコワイのは、肺炎や脳症を発生して命にかかわることです。

予防接種を受けて血中に中和抗体の出来ている方は、重症な肺炎等につながることを防ぐことができます。

特に小さなお子さんや高齢の方、免疫の低下しやすい疾患をお持ちの方には重要です。

発症予防だけでなく、かかって

も重症にならないで命を守るための予防接種でもあるのです。

## ◎町のインフルエンザ予防接種料金の助成について◎

①接種を受ける月に「満65歳以上の方」「満60〜65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器機能に障害を有する方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する方で生活保護以外の方」1人1回の接種。自己負担千円程度。

②生活保護世帯の方/13歳未満は1人2回、13歳以上は1回の接種。自己負担無料。

☆①②以外の方は、全額自己負担となります。

☆①②の方で、やむをえず町外で接種される方は保健福祉会館で事前手続が必要です。

☆①②の方の町内実施医療機関、開始時期等については、詳細が決まり次第、10月上旬折込予定の新聞ちらし・町ホームページでお知らせします。

ちらしをご覧になりたい方は、10月10日頃以降、保健福祉会館窓口で配布を始めます。

## ■保健福祉課保健指導係

☎23-0500

いつでも  
みんな  
いきいき  
生き生き

## 『成年後見制度ってどんな制度？③』

家庭裁判所が、最も適任だと思

われる人を成年後見人（保佐人、補助人も同様）として選任すること、後見業務が開始されます。

成年後見人は、本人がその人らしく生活できるようにという視点から、本人の様々な権利を保護し、支援を行うため、次のような法律行為を行います。

【財産目録や今後の予定を立てる】  
成年後見人選任後、1ヶ月以内に本人の財産状況などを明らかにして、家庭裁判所に財産目録を提出します。

また、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、今後の計画や収支予定を立てます。  
【財産を管理する】  
通帳の管理や必要な支払いなど収支を記録するほか、不動産の管理・売却や遺産分割も必要に応じて行います。

【生活維持に関する契約を行なう】  
介護サービスの利用契約や、施設入所・入院の契約などを本人に代わって行います。

【家庭裁判所に仕事の報告をす

る】  
家庭裁判所に仕事の報告を行ない、必要な指示を受けます。

ただし、実際に本人を介護する、手術などの医療行為に対する同意については、仕事の範囲外となります。

成年後見人への報酬の支払いは、本人の資産や財産を勘案して、家庭裁判所が判断をします。

成年後見人の仕事は、本人が判断能力を取り戻すか、亡くなるまで責任を負うことになり、途中で辞任するには裁判所の許可が必要となります。また、成年後見人が本人の財産を不適切に管理した場合、解任されるほか、民事や刑事責任を問われたりすることもあります。

後見業務の内容や目的により、親族だけではなく、専門職や法人が選任される場合や、複数の成年後見人が役割分担をしながら後見業務を行う場合もあります。

## ■地域包括支援センター

☎23-0100



# 子育てを楽しみませんか。

## 親子スポーツクラブ

子どもの成長を実感しましょう！

夏の日差しを気持ちよく感じて、元気に遊んでいたかと思えば、あっといいう間に秋がやってきました。そろそろお子さんも大きくなり、活動的になってきたという方、『親子スポーツクラブ』に遊びに来ませんか？

私たちが『親子スポーツクラブ』では2歳前後から入園前の親子が集まり、体を動かしながら楽しく過ごす活動をしています。

活動内容は、リズム体操など体を使った遊びやミニゲーム、季節の行事に合わせたレクリエーション、英語の遊び歌を行っています。

集団の中で最初は慣れなくてお母さんから離れられない子もいますが、参加を重ねるうちに自然にお友達の中に入り遊べるようになります。お名前を呼ばれた時には元氣よく「はい」が言えるようになり、製作の時にはのりをペタペタ、紙をビリビリ、クレヨンでお絵かきなど目を輝かせて取り組んでいます。また、遊具の取り合

いで泣いたり怒ったりもしますが、次第に譲り合い順番を待つということを学んでいきます。日々成長していく子どもの姿にびっくりですが、気がつくといつの間にかお母さんが楽になっていることも…。

広い体育館の中を思いっきり走ったり、お母さん同士の交流を

深めたりしながら、一緒に楽しい時間を過ごしてみませんか？



新規会員、見学、随時募集しています。まずはお電話ください！もちろん即参加もOKです。みんなと一緒にのびのび楽しく元氣に遊びましょう！

### 会員随時募集中！

日時／毎週火曜 10時～11時30分  
 場所／世代交流センター  
 会費／月額400円のほか、入会時に保険代子ども800円・大人300円。  
 申込先／  
 ロジャーズ ☎080-1892-3800  
 松本 ☎080-5599-6159  
 (問い合わせ 平日9時～16時)

## 子育て支援センターだより



### ★11月の広場のお知らせ

- ネンネ広場 11月13日(水)
- ハイハイ・ヨチヨチ広場 11月20日(水)
- スタスタ広場 11月29日(金)

◎ネンネ広場は子育て支援センターで親子遊びを、ハイハイ・ヨチヨチ広場とスタスタ広場は保健福祉会館でわらべうたや運動遊びを行います。

■申込み／10月7日(月)9時30分～

参加される方は、動きやすい服装、汗拭きタオル、飲み物を用意してください。なお10月30日・11月20日と29日の午前は、子育て講座・広場のためセンターは閉館します。

子育て支援センター(南2東1) ☎22-0419  
 開館時間 9時30分～17時(4月～10月)  
 (正午～13時は掃除のため一時閉館)  
 休館日 日曜日、祝日、年末年始

## 里親制度をご存じですか？

「里親」とは様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する方のことを言います。「里親」は特別な方しかなれないわけではなく、実際にはどこにでもいる普通のお父さん、お母さんたちです。

「里親」の種類は4種類あります。主なものとして、「養育里親」は実の家庭で養育できない子どもを短期間または長期間受け入れる里親。「養子縁組里親」は養子縁組だけを前提とする里親。「親族里親」は実親の死亡、行方不明など特別な事情により家庭で養育できない児童を、祖父母や兄弟姉妹など親族が里親となって養育するもの。

里親登録数が多い地域と少ない地域があるため、管内各地に里親さんが増えていくことが望まれています。是非、里親として登録され、家庭で生活できない子どもたちの養育を担っていただければと思います。

■お問い合わせ／北海道中央児童相談所 横堀

札幌市中央区円山西町2丁目1-1 ☎011-631-0301

○里親デー(毎年10月4日)

1948年(昭和23年)、里親制度の運営についての厚生事務次官通告が施行されたことにちなみ、厚生省(現在の厚生労働省)が1950年(昭和25年)に制定。

○里親月間・里親を求める運動(毎年10月1日～31日)

「里親デー」を含む1か月を里親月間といい、1954年(昭和29年)から実施されている。この期間、里親の登録促進、児童委託の促進、里親の養育技術の向上と相互連携の強化が図られ、里親の研修会や一日里親等の行事が行われる。